

# In depth

## A look at current financial reporting issues

2022年3月9日  
In depth No. 2020-06

### 暗号資産および関連取引:IFRSに基づく会計上の検討事項

#### FAQ 5.1—業界固有の検討事項:投資ファンドは暗号資産の保有をどのように表示すべきか

暗号資産ファンドは、多くの場合において、暗号資産の保有について異なる投資目的や投資戦略(長期投資、アルゴリズム取引、デリバティブ、未来のトークンのための簡易契約(SAFT)など)を有しています。しかし、資産運用会社は、通常、投資ファンドの他の大多数の投資の取扱いと整合性を図るために、投資ファンドが保有する暗号資産を公正価値(できれば、純損益を通じた公正価値)で測定することを好みます。このようなシナリオには、以下が含まれます。

- 目論見書は、純資産価値(NAV)取引において、すべての資産を公正価値で保有することを要求している可能性がある
- ファンドは、株式割当や償還をファンドのNAVで行うことが必要とされる、オープン・エンド型または随時償還を認めるファンドの可能性がある。
- ファンド・マネジャーは、保有する原資産の公正価値に基づいてNAVの変動を示すことによってファンドの実績を示すことを望む可能性がある。
- オープン・エンド型ファンドおよび期限付きファンドによって発行されるファンドの単位または持分は、IAS第32号に基づき金融負債に分類される。
- 取引所で売買される一部の商品は、原資産に比べて重大なプレミアムまたはディスカウントで取引されている可能性がある。

したがって、IFRS基準を適用する報告企業は、当該業界が好む代替的なアプローチを用いて暗号資産の財務成績を表示できるかどうかについての問題が提起されています。

#### IAS第2号—棚卸資産の測定

通常の事業の過程において販売を目的として暗号資産を保有する投資ファンドは、保有する暗号資産の測定にIAS第2号を適用するための要件を満たす可能性があります。

コモディティ・ブローカー/トレーダーの免除規定が適用されるかどうかにかかわらず、IAS第2号を適用する際に暗号資産の販売および購入を総額(すなわち、総売上高および売上原価)ベースで表示すべきか、それとも純額(すなわち、過去期間における取引のスプレッドのみを示す)ベースで表示すべきかは、ファンド・マネジャーが共通して持つ疑問です。

次の点を考慮に入れる必要があります。

- 現在のところ、収益の表示を総額ベースで行うか純額ベースで行うかに関して、伝統的なコモディティ・ブローカー/トレーダーによる実務にばらつきがある。そのため、コモディティであるとみなされる暗号資産を取引している投資ファンド・マネジャーにとって、総額ベースあるいは純額ベースのいずれで収益を表示するかは、新しい論点ではない。
- 投資ファンド・マネジャーは、この種類の取引について、収益を総額ベースで表示するか純額ベースで表示するかに関する会計方針を明確に開示しなければならない。また、投資ファンド・マネジャーは、この表示が財務業績に与える影響について財務諸表利用者が理解するために、目的適合性のあるさらなる開示を行うことも検討しなければならない。企業は、収益の表示は総額ベースか純額ベースかのいずれで行うのが適切かを決定する際に、関連する規制当局の見解も考慮しなければならない。

## IAS第38号－無形資産の測定

投資ファンドは、暗号資産を通常の事業の過程で活発に取引する以外の理由で保有すると決定している可能性があります。こうした決定の結果、当該保有をIAS第38号に基づいて無形資産として認識することになる可能性があります。このような場合、投資ファンドは、当該資産が活発な市場で取引されているかどうかに応じ、無形資産を原価モデルか再評価モデルで測定することができます。

### 原価モデルに基づき測定される無形資産

特定のファンドが取引のための活発な市場のない資産を保有している場合、そのような資産は原価モデルに基づいて測定する結果となる可能性があります。これは、目論見書やこれと同等な物に従って作成され、公正価値による暗号資産の測定が要求されることもある、投資マネジャーによるNAVに基づいた資産ポートフォリオの報告の方法とは異なっています。

IFRS基準は財務諸表の開示に免除規定を設けていないため、IFRS基準に基づく報告企業は、原価モデルに基づいて測定した無形資産をIAS第38号に従って表示する必要があります。当該報告企業は、IFRS基準に基づいたNAVと、投資マネジャーがファンド運用を行ううえでのNAVとの差異を示した調整表を表示することができます。投資マネジャーが使用する公正価値も、そのような公正価値の計算方法の開示とともに、財務諸表において開示することができます。

### 再評価モデルに基づき測定される無形資産

再評価モデルにより無形資産が公正価値に基づいて測定されることになる場合、[IAS第38号第85項](#)は、再評価の結果として生じる利得をその他の包括利益に認識し、「再評価剰余金」の表題で資本に累積させることを要求しています。これは、資本がないため利得を有配当株主に帰属するものとして表示している大多数の投資ファンドにとっては、問題が生じる可能性があります。

IFRS基準は財務諸表の開示に免除規定を設けていないため、IFRS基準に基づく報告企業は、IAS第38号に従い再評価モデルで測定した利得をその他の包括利益に表示することが要求されます。当該報告企業は、IFRS基準に基づいたNAVと投資マネジャーがファンド運用を行ううえでのNAVとの差異を示した調整表を表示することができます。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.